



平成 19 年 6 月 29 日

各 位

会社名 日立金属株式会社
代表者名 執行役社長 持田 農夫男
(コト 番号 5486 東証・大証第一部)

公正取引委員会からの排除措置命令等について

当社は、本日、公正取引委員会から下記のとおり排除措置命令と課徴金納付命令を受けました。
関係各位にはご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。法令・企業倫理遵守徹底をさらに強化し、一層身を引き締めてまいります。

記

1. 公正取引委員会より受けた命令

(1) 排除措置命令の内容

ガス用ポリエチレン管及び同継手の製造販売業らが共同してガス事業者向け販売価格を決定し、独占禁止法第3条の規定(不当な取引制限)に違反する行為があったとして、違反行為が消滅している旨を確認することなどの排除措置を取ることを命じられました。

(2) 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 6億6,703万円
納期限 平成19年10月1日

2. 今後の対応等

排除措置命令等の内容を慎重に検討した上、対応を決定する予定です。

3. 業績への影響

当期の業績予想数値に変更はありません。

以 上

< この件に関するお問い合わせ先 >

日立金属株式会社 コミュニケーション室 担当 南
電 話 : (0 3) 5 7 6 5 - 4 0 7 9
F A X : (0 3) 5 7 6 5 - 8 3 1 2